



法人による災害支援に関する 税務上の取扱い

今年も全国で災害が発生しています。被害に遭われた方におきましては、心よりお見舞い申し上げます。災害が発生したときには、国や地方公共団体の他、法人や個人からの『支援』は欠かせません。このような『支援』を法人が行ったときの税務上の取扱いを確認します。

災害義援金

日本赤十字社、社会福祉法人中央共同募金会（以下、中央共同募金会）などが募集する“災害義援金”を法人が支払った場合には、その全額を「国等に対する寄附金」として、支払った日の属する事業年度の損金の額に算入します。

この場合における“災害義援金”とは、当該義援金が最終的に義援金配分委員会等に対して拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものをいいます。

たとえば、日本赤十字社や中央共同募金会が募集している『令和2年7月豪雨災害義援金』が該当します。

災害見舞金

(1) 自社の従業員等に対するもの

被災した自社の従業員等に対して災害見舞金を支給した場合には、“一定の基準”を定めた規程に則ったものであれば、福利厚生費として損金の額に算入することができます。

この場合における“一定の基準”とは、①合理的な基準による支給であること、②社会通念上相当の範囲内の金額であること、などをいいます。

(2) 取引先に対するもの

通常、取引先への見舞金は、交際費等として取扱います。ただし、被災した取引先に対する災害見舞金については、被災の程度や取引状況等を勘案した相応の金額であれば、交際費等ではなく、損金として取扱います。

売掛金等の免除

通常、取引先に対する売掛金あるいは貸付金の利子の免除を行った場合には、交際費等又は寄附金として取扱います。ただし、その免除の相手が被災した取引先であるときは、通常の営業活動を再開するまでの期間内に復旧支援を目的として行われたものであれば、損金として取扱います。これは、低利融資の場合も同様です。

自社製品の無償提供

自社製品を救援物資として提供したときに、当該提供ための費用を広告宣伝費に準じて損金の額に算入するためには、提供先が災害による被害を受けた**不特定又は多数の者**である必要があります。他方、限られた特定の者への贈答を目的としたものは、交際費等又は寄附金として取扱います。

“支援”のカタチは様々です。税務上の取扱いで不明な点がございましたら、当事務所へお問合せください。

【参考】

国税庁「災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いFAQ」https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/pdf/0018007-094_01.pdf



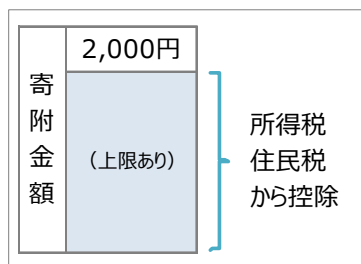
395万人が利用する「ふるさと納税」 泉佐野市などが指定対象に

令和2年6月、大阪府泉佐野市は最高裁で逆転勝訴したことで、「ふるさと納税」を適用することができるようになりました。

今や個人が行う寄附の代表が、この「ふるさと納税」です。総務省の推計※によると、令和元年度の「ふるさと納税」に係る控除適用者数は、全国で395.2万人。前年度の295.9万人から約100万人の増加です。利用者の増加が衰えない「ふるさと納税」について、改めて概要を確認します。

2,000円を超える金額を控除

「ふるさと納税」とは、指定を受けた地方公共団体（以下、団体）へ行った寄附のうち、2,000円を超える部分の金額を所得税や住民税から控除（上限あり）する制度です。



指定を受けた団体

令和元年6月1日から制度が変更され、「ふるさと納税」を適用するには寄附先が**総務大臣の指定を受けた団体**でなければなりません。

変更当初、適用することができない寄附先として、以下の5団体がありました。

東京都、小山町（静岡県）、泉佐野市（大阪府）、高野町（和歌山県）、みやき町（佐賀県）

これらのうち東京都を除く4団体は、申請をしたにもかかわらず指定を受けられません

でした。この不指定を不服とし、泉佐野市が起こした不指定の取消を求めた裁判について、最高裁判所が泉佐野市の主張を認めたことを受け、4団体は「ふるさと納税」の対象となる団体として、それぞれ次の期間について総務大臣から指定されました。

○令和元年6月1日から令和2年9月30日まで

泉佐野市（大阪府）、高野町（和歌山県）、みやき町（佐賀県）

○令和2年7月23日から令和2年9月30日まで

小山町（静岡県）

なお、「ふるさと納税」の返礼品を巡り問題が生じた奈半利町（高知県）は、令和2年7月23日付で指定を取り消されました。

申告せずに同様の節税効果

通常「ふるさと納税」は、確定申告を通じて適用します。ただし、確定申告をする必要がない方で、「ふるさと納税」の寄附先が5か所以内の場合は、寄附先の団体へ申出を行うことで、確定申告をすることなく、同様の効果が得られます。これを“**ワンストップ特例制度**”といいます。先の総務省の推計※では、令和元年度の同制度の適用者は161.6万人と、4割強が利用しています。

「ふるさと納税」といえば、返礼品目当てと思いがちですが、災害支援の手段として利用することができます。たとえば“令和2年7月豪雨”の支援に、「ふるさと納税」を活用されてみてはいかがでしょうか。

（※）総務省「令和元年度ふるさと納税に関する現況調査について」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190802.html